

工事下請負基本契約書



株式会社 不動テトラ

工事下請負基本契約書 目次

第 1 条	(総 則)	1
第 2 条	(誠実履行義務)	1
第 3 条	(個別契約の方式)	1
第 4 条	(請負代金内訳書および工程表)	1
第 5 条	(関連工事との調整等)	1
第 6 条	(占有権、所有権等)	1
第 7 条	(法令等の遵守義務)	2
第 8 条	(秘密の保持)	2
第 9 条	(特許権等)	2
第 10 条	(安全、衛生等の確保)	3
第 11 条	(事業内容の報告)	3
第 12 条	(意見の聴取)	3
第 13 条	(金銭保証人)	3
第 14 条	(書面主義)	3
第 15 条	(権利義務の譲渡等の禁止)	4
第 16 条	(一括下請負の禁止)	4
第 17 条	(関係事項の通知)	4
第 18 条	(再下請負人の関係事項の通知)	4
第 19 条	(監督員)	5
第 20 条	(下請負人の現場代理人および主任技術者)	5
第 21 条	(工事関係者に関する措置請求)	5
第 22 条	(工事材料の品質および検査)	5
第 23 条	(運 搬)	6
第 24 条	(工事材料等の搬出禁止)	6
第 25 条	(立会および工事記録の整備)	6
第 26 条	(支給材料および貸与品)	6
第 27 条	(設計図書不適合の場合の改造義務)	7
第 28 条	(条件変更等)	7
第 29 条	(工事の変更、中止等)	7
第 30 条	(下請負人の請求による工期の延長)	7
第 31 条	(元請負人の請求による工期の延長等)	8
第 32 条	(賃金または物価の変動等に基づく請負代金額の変更)	8
第 33 条	(臨機の措置)	8
第 34 条	(一般的損害)	8
第 35 条	(公害防止および第三者損害)	8
第 36 条	(天災その他の不可抗力による損害)	8
第 37 条	(完成検査および引渡し)	9
第 38 条	(完成前使用)	9
第 39 条	(請負代金の支払方法および時期)	9
第 40 条	(前 払 金)	9
第 41 条	(部 分 払)	9
第 42 条	(完成時の支払)	10
第 43 条	(遅延利息)	10
第 44 条	(賃金などの立替払)	10
第 45 条	(部分払等の不履行に対する乙の工事中止等)	10
第 46 条	(瑕疵担保)	10
第 47 条	(下請負人の履行遅延に対する違約金等)	11
第 48 条	(元請負人の解除権)	11
第 49 条	(元請負人の都合による解除)	12
第 50 条	(反社会的勢力排除条項)	12
第 51 条	(下請負人の解除権—その1)	13
第 52 条	(下請負人の解除権—その2)	13
第 53 条	(下請負人の損害賠償請求権)	13
第 54 条	(解除時の措置)	13
第 55 条	(解除に伴う措置)	13
第 56 条	(相 殺)	14
第 57 条	(紛争の解決)	14
第 58 条	(合意管轄)	14
第 59 条	(適用範囲)	14
第 60 条	(協議事項)	14
第 61 条	(契約の有効期間)	14
付則第 1 条	(経過規程)	15
特 約 条 項		16

工 事 下 請 負 基 本 契 約 書

株式会社不動テトラ（以下「元請負人」という。）と（以下「下請負人」という。）は、元請負人が下請負人に下請発注する工事について、次のとおり契約する。

（総 則）

第1条 元請負人が下請負人に下請させる工事（以下「本件工事」という。）については、その請負契約（以下「個別契約」という。）における注文書・注文請書ならびに設計図面、仕様書およびその他の図書（現場説明書およびその質問回答書を含む。以下これらをあわせて「設計図書」という。）および見積要綱に別段の定めがある場合を除き、すべてこの契約の定めるところによる。

（誠実履行義務）

第2条 元請負人および下請負人は、おのおの対等の立場に立って互いに協力し、この契約および個別契約を誠実に履行する。

2 下請負人は、この契約および個別契約の履行報告につき、設計図書に定めがあるときはその定めに従い、元請負人に報告しなければならない。

（個別契約の方式）

第3条 下請負人は、工事について、元請負人から見積依頼を受けたときは、設計図書および見積要綱に基づいて、見積書をすみやかに元請負人に提出する。

2 個別契約は、元請負人が下請負人に注文書を送付し、下請負人が元請負人に対し、かかる注文書に対応した注文請書を送付することにより成立する。

3 前項による元請負人の注文に対し、下請負人においてこれを請け負う意思のないときは、下請負人は、すみやかにその旨を文書により元請負人に通知する。

4 元請負人は、下請負人に対し、設計図書を貸与する。下請負人は、元請負人に対し、本件工事を請け負う意思のないとき、本件工事が完成したとき、下請負人において設計図書が不用になったとき、その他元請負人が下請負人に対し返還を請求したときは、すみやかにこれを返還する。

（請負代金内訳書および工程表）

第4条 下請負人は、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書および工程表を作成し、個別契約締結後すみやかに元請負人に提出し、その承認を受ける。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険および雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

（関連工事との調整等）

第5条 元請負人は、元請負人が自ら請け負った工事（以下「元請工事」という。）を円滑に完成するため、必要があるときは、元請工事のうち本件工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という。）との調整を行い、下請負人は、この調整に基づく元請負人の指示に従う。

2 下請負人は、関連工事の施工者と緊密に連絡協力を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

（占有権、所有権等）

第6条 工事目的物の所有権は、原始的に元請負人に帰属する。

2 下請負人が工事現場（元請負人の指定した場所を含む。以下同じ。）に搬入する工事材料（建築設備の機器を含む。以下同じ。）の所有権は搬入と同時に元請負人に移転する。

- 3 工事現場および工事現場に搬入された工事仮設材の占有は、元請負人に属するものとする。
- 4 下請負人は、前3項に規定する場所および物を、善良な管理者の注意をもって管理する。

(法令等の遵守義務)

第7条 元請負人および下請負人は、本件工事の施工にあたり建設業法その他建設業に関する法令、工事の施工、労働者の使用等に関する法令、健康保険法等の社会保険に関する法令およびその他一切の法令等を遵守する。

- 2 元請負人は、下請負人に対し、前項に規定する法令およびこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき、必要な指示、指導等を行い、下請負人はその指示、指導に従う。
- 3 下請負人は、元請負人の品質管理システム（施工計画、手順書等）を遵守する。

(秘密の保持)

第8条 下請負人は、この契約および個別契約に関して、元請負人への発注者、注文者または元請負人から、書面、口頭もしくは磁気記録媒体等により提供もしくは開示された技術上および営業上の一切の情報、その他の内部情報（以下、これらを併せて「秘密情報」といい、「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報」を含むものとする。）について、この契約の期間中および期間後において秘密を保持し、事前に元請負人の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩またはこの契約および個別契約を履行する目的以外の目的への使用をしてはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報ではないものとする。

- 一、開示を受けたときに、すでに下請負人が所有していたことを証明できる情報
 - 二、開示を受けたときに、すでに公知であった情報
 - 三、開示を受けた後、下請負人の責に帰すべき事由によることなく公知になった情報
 - 四、開示を受けた後、開示された情報と関係なく独自に下請負人が開発した情報
 - 五、開示を受けた後、下請負人が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - 六、法令に基づき、裁判所または官公庁等の政府機関から、提供、開示を命じられた情報（ただし、これに該当する場合には、下請負人は、元請負人に対し、ただちに通知する。）
- 2 下請負人は、前項の秘密保持義務を、下請負人の被用者、再下請負人等およびそれらの被用者等、秘密情報を知ることのできるすべての者に遵守させなければならない。
 - 3 下請負人は、この契約または個別契約が終了したとき、もしくは元請負人が返還を請求したときは、元請負人に対して、遅滞なく秘密情報およびその複製物の一切を返還しなければならない。
 - 4 下請負人または下請負人の再下請負人等が本条または下請負人と再下請負人等との間で締結する秘密保持契約に違反することにより、元請負人と情報主体または第三者との間に紛争が生じた場合は、下請負人の費用と責任において当該紛争を解決する。
 - 5 下請負人が本条に違反し秘密情報を第三者に開示、漏洩した場合は、下請負人は、元請負人に対して、元請負人の被ったすべての損害（情報主体に対する謝罪のための費用、補償・賠償のための費用、弁護士費用その他情報主体の損害の回復ならびに元請負人の信用回復に元請負人が費やした一切の費用）を賠償する。

(特許権等)

第9条 下請負人は、本件工事の施工に関して、自己以外の者が所有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利またはノウハウ（以下「特許権等」という。）の対象である工事材料、施工方法等を、実施または使用するときは、その実施または使用に関する一切の責を負う。ただし、元請負人がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、下請負人がその存在を知らずに、実施または使用するものに

については、この限りでない。

- 2 下請負人は、工事の施工に関して、発注者、注文者または元請負人から開示を受け、または発注者、注文者または元請負人と共同で開発した工事材料、施工方法等について、元請負人の書面による同意を得ることなく実施もしくは使用し、または自ら特許出願などをし、もしくは第三者をしてこれらの行為をさせてはならない。

(安全、衛生等の確保)

第10条 下請負人は、本件工事の施工にあたり、労働安全衛生に関する法令を遵守し、災害等の防止に努め、第三者の生命、身体または財産に損害を与えないよう万全を期する。

- 2 下請負人は、災害防止のため、安全衛生管理に関する誓約書を元請負人に提出し、元請負人の安全衛生管理の方針ならびに安全衛生管理計画を遵守するとともに、自ら作業基準を定め、かつ下請負人内部での管理・責任体制を明らかにする。
- 3 下請負人は、その被用者または再下請負人の被用者の業務上の災害補償について、労働基準法第87条第2項に定める使用者として補償を引き受ける。
- 4 労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の取扱いについては、個別契約締結時に元請負人と下請負人との間で別段の定めをした場合を除き、元請負人が加入する労災保険による。ただし、個別契約に記載があり、かつ労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項による下請負人を事業主とする認可を受けたときは、下請負人の加入する労災保険による。
- 5 下請負人は、その被用者および再下請負人の被用者の工事現場への入場前・退出後ならびに本件工事に必要とする工事材料、船舶、工事仮設材および機械器具の工事現場への搬入・搬出作業（準備作業を含む。）については、その責任において、安全衛生管理を行い、一切の事項の処理をする。

(事業内容の報告)

第11条 元請負人は、個別契約の履行に関し必要ある限度において、下請負人および再下請負人等の事業経営の内容等について報告を求めることができる。

(意見の聴取)

第12条 下請負人は、元請負人が工程の細部、作業方法等を定めるにあたって、下請負人の意見を求めた場合は、これに応ずるものとする。

(金銭保証人)

第13条 金銭保証人は、下請負人の債務の不履行により生ずる金銭債務について、元請負人に対し、下請負人と連帯して保証の責を負う。

- 2 元請負人は、下請負人に対し、金銭保証人がその義務を果たせないことが明らかになったときは、その変更を求めることができる。

(書面主義)

第14条 この契約の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求および個別契約の各条項の変更およびこれらに対する報告、回答等は、原則として、書面により行う。

なお、この契約に別段の定めがある場合を除き、元請負人と下請負人による協議、元請負人による承諾、通知、指示、請求等は、この契約および個別契約に基づく下請負人の責任を減免するものではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、相手方の事前の書面による承諾を得たときは、前項の承諾、通知、請求等を、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。ただし、その方法は、書面の交付に準ずるものでなければならず、建設業法、建設業法施行令、建設業法施行規則その他の法令の定めに従うものでなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 元請負人および下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、この契約および個別契約により生ずる契約上の地位、権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させることはできない。

2 元請負人および下請負人は、相手方の書面による承諾を得なければ、個別契約の工事目的物または検査済の工事材料、設備機器（いずれも製造工場等にある製品を含むものとし、以下同じ。）について、第38条の場合を除き、次の行為をしてはならない。

一、第三者に対し、譲渡し、貸与しまたは第三者をして使用せしめること。ただし、各個別契約の目的の範囲内で、第三者に譲渡、貸与することまたは第三者に使用させることを除く。

二、第三者に対し、名目の如何を問わず担保の用に供すること。

(一括下請負の禁止)

第16条 下請負人は、名目の如何を問わず、本件工事の全部または主たる部分もしくは他の部分から独立して機能を発揮する工作物の工事を、一括して第三者に請け負わせ、または委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者、注文者および元請負人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事その他法令で禁止されている建設工事に関しては、下請負人は、発注者、注文者、または元請負人の承諾の有無を問わず、前項に定める工事を、一括して第三者に請け負わせ、または委任することはできない。

(関係事項の通知)

第17条 下請負人は、元請負人に対して、本件工事に関し、次の各号に掲げる事項を、個別契約締結後、遅滞なく書面をもって通知する。

一、現場代理人を置くときはその氏名

二、主任技術者の氏名

三、雇用管理責任者および安全管理者の氏名

四、前号のほか法令により置くことを要する職務に従事する者の氏名および資格

五、工事現場において使用する作業員の氏名

六、工事現場において使用する作業員に対する賃金の支払方法

七、前六号のほか、元請負人が本件工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対し、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

(再下請負人の関係事項の通知)

第18条 下請負人は、名目の如何を問わず、本件工事の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合は、元請負人に対し、その契約（その契約にかかる工事が下請負人以下数次の契約によって行われるときは、下請負人以下数次のすべての契約を含む。）に関し、次の各号に掲げる事項を、個別契約締結後、遅滞なく書面をもって通知する。

一、請負者または受任者の氏名および住所（法人であるときはその名称、代表者の氏名、資本金および工事を担当する営業所の所在地）

二、建設業の許可番号およびその種類

三、現場代理人を置くときはその氏名

四、主任技術者の氏名

五、雇用管理責任者および安全管理者の氏名

六、前号のほか法令により置くことを要する職務に従事する者の氏名および資格

七、工事の種類および内容

八、工 期

九、請負者または受任者が工事現場において使用する作業員の氏名

十、請負者または受任者が工事現場において使用する作業員に対する賃金の支払方法

十一、その他法令で通知が求められている事項および元請負人が本件工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2 下請負人は、元請負人に対し、前項各号に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

3 下請負人は、元請負人に対し、前2項の通知に際し、法令により添付を求められている書類および元請負人が必要と認めて下請負人に提出を求めた書類を交付するものとする。

(監督員)

第19条 元請負人は、本件工事の施工について監督員を定めたときは、その氏名を下請負人に通知する。

2 監督員は、設計図書に基づき、下請負人または下請負人の現場代理人に対し、指示、承諾、検査、協議、その他工事現場の監督を行う。

3 監督員は、必要に応じ、前項の業務の一部を元請負人の作業所事務所に分担して処理させることができる。

4 元請負人が第一項の監督員を定めないときは、この約款に定められた監督員の権限は、元請負人が行う。

(下請負人の現場代理人および主任技術者)

第20条 下請負人の現場代理人は、個別契約の履行に関し、工事現場に常駐し、本件工事の施工に関する一切の事項を処理しその責を負う。ただし、工事現場の取締り、安全衛生、災害防止、就業時間その他工事現場の運営に関する重要な事項については、元請負人の指示に従う。

2 下請負人は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の権限の範囲を制限したときは、現場代理人の権限に含まれない事項を、書面をもって元請負人に通知する。

3 元請負人は、前項の規定にかかわらず、下請負人の現場代理人の工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、かつ、元請負人との連絡体制が確保されると認めた場合には、下請負人の現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 下請負人の主任技術者は、工事現場における工事施工に関する技術上の管理を行う。

5 下請負人の現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第21条 元請負人は、前条の現場代理人、主任技術者その他下請負人が本件工事の施工のために使用している被用者ならびに再下請負人等およびその被用者で、本件工事の施工または管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、下請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

2 下請負人は、第19条の監督員が、その職務の執行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、元請負人に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとることを求めることができる。

3 元請負人または下請負人は、前2項による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料の品質および検査)

第22条 工事材料につき、設計図書等においてその品質が明示されていないときは、下請負人は、元請負人が指定したものを使用する。

2 下請負人は、元請負人所定の検査または試験に合格した工事材料を使用する。

- 3 前項の検査または試験に必要な費用は、別に定める場合を除き、下請負人の負担とする。
- 4 元請負人は、下請負人から第2項の検査または試験について立会、確認等を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
- 5 下請負人は、検査または試験に不合格となるような不適合な工事材料を工事現場に搬入しない。また、搬入した工事材料が不適合になった場合は、元請負人にその旨を申し出て、その許可を受けたうえ、すみやかに適合する工事材料と交換する。
- 6 元請負人所定の検査または試験に合格しなかった工事材料は、下請負人の責任においてこれを引き取る。
- 7 前6項の規定は、工事仮設材および機械器具について準用する。

(運搬)

第23条 下請負人は、本件工事に伴う運搬にあつては、その責任において、運搬の管理を行い、荷受け、運搬途上、荷渡しにおける災害、盗難防止、その他運搬に関する一切の事項の処理をする。

(工事材料等の搬出禁止)

第24条 下請負人は、工事現場に搬入された工事材料、工事仮設材および機械器具を、元請負人の承諾を得ることなく工事現場から搬出してはならない。

(立会および工事記録の整備)

第25条 下請負人は、地中または水中の工事その他施工後外から見ることのできない工事を施工するときは、元請負人の立会を求めなければならない。

- 2 下請負人は、設計図書において見本または工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調合または工事の施工をするときは、その記録を整備し、元請負人の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給材料および貸与品)

第26条 元請負人が下請負人に対して支給する工事材料（以下本条において「支給材料」という。）および貸与品の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所、引渡時期、返還場所および返還時期は、個別契約に定めるところによるものとし、あらかじめ定めることができない場合は、その都度、元請負人と下請負人とが協議して決定する。

- 2 元請負人は、支給材料および貸与品を下請負人または下請負人の指定する者に引き渡す場合は、個別契約に費用負担につき別段の定めがある場合を除き、下請負人の費用負担で下請負人に検査を求めることができる。この場合において、下請負人は、個別契約の定めもしくは協議で定めたところと異なり、または使用に不適合と認めるときは、遅滞なくその旨を元請負人に通知する。
- 3 元請負人は、下請負人から前項後段の規定による通知を受けた場合において、理由があると認めるときは、個別契約または協議で定めた支給材料もしくは貸与品を引き渡し、または支給材料もしくは貸与品の品質、規格等の変更を行う。この場合において、元請負人が必要と認めるときは、元請負人と下請負人とが協議して、工事内容、工期または請負代金額を変更する。
- 4 下請負人は、支給材料または貸与品を、善良な管理者の注意をもって使用および保管し、これらの支給材料または貸与品が滅失もしくは毀損し、またはその返還が不可能となったときは、元請負人の指定した期間内に原状に復しもしくは代品を納め、またはその損害を賠償する。
- 5 下請負人は、支給材料または貸与品に、第2項の検査により発見できなかった瑕疵があり、このため使用に適さない場合または使用に適さなくなった場合は、遅滞なく元請負人にその旨を通知する。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 6 支給材料または貸与品の受渡期日は工程表によるものとし、その受渡場所は、設計図書に別段の定め

のないときは工事現場とする。

- 7 下請負人は、支給材料または貸与品について、善良な管理者としての注意をもって保管し、使用する。下請負人は、支給材料または貸与品の原状を変更し、他人に転貸し、または担保に供してはならない。
- 8 支給材料の使用法または残材（有償支給材料の残材を除く。）の処置について設計図書に別段の定めがないときは、元請負人の指示に従う。
- 9 下請負人は、支給材料または貸与品が不要となったときは、個別契約に返還費用、場所につき別段の定めがある場合を除き、すみやかにこれを下請負人の費用負担で本件工事の現場において元請負人に返還する。

（設計図書不適合の場合の改造義務）

- 第27条 下請負人は、本件工事の施工が設計図書に適合しない場合において元請負人がその改善または改造を請求したときは、下請負人の負担においてこれに従う。ただし、その不適合が元請負人の指示による等、元請負人の責に帰すべき事由によるときは、これに要する費用は元請負人が負担する。このただし書の場合において、元請負人が必要と認めたときは、元請負人と下請負人とが協議して工期を変更する。
- 2 元請負人は、下請負人が元請負人の指定する期日までに前項の改善または改造を行わず、元請負人が下請負人に対し催告をしても正当な理由がなくなおこれが行われなときは、下請負人に代わってこれを行い、その費用を下請負人に請求することができる。
 - 3 第1項ただし書の場合において、下請負人が元請負人の指示等が適当でないことを知りながらあらかじめ元請負人にその旨を通知せずに施工したものであるときは、下請負人はその責を免れない。

（条件変更等）

- 第28条 下請負人は、本件工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、ただちに書面をもってその旨を元請負人に通知し、その確認を求めなければならない。
- 一、設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
 - 二、設計図書の表示が明確でないこと。（図面と仕様書が交互符合しないことおよび設計図書に誤謬または脱漏があることを含む。）
 - 三、工事現場の地質、湧水等の状態または施工上の制約等、設計図書に示された施工条件が実際と一致しないこと。
 - 四、設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 元請負人は、前項の確認を求められたとき、または自ら前項各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、すみやかに調査を行い、下請負人に対してとるべき措置を指示する。
 - 3 前項の場合において、元請負人が必要と認めたときは、工事内容、工期または請負代金額の変更について、元請負人と下請負人とが協議する。

（工事の変更および中止等）

- 第29条 元請負人は、必要に応じて、下請負人に対する書面により、工事を追加または変更し、または本件工事の全部もしくは一部の施工を下請負人に一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、工期または請負代金額の変更について、元請負人と下請負人とが協議する。

（下請負人の請求による工期の延長）

- 第30条 下請負人は、下請負人自らの責に帰することができない事由により、工期内に本件工事を完成することができないときは、元請負人に対し、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

2 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、請負代金額の変更について、元請負人と下請負人とが協議する。

(元請負人の請求による工期の変更等)

第31条 元請負人は、必要に応じ、下請負人に対し、書面により、工期の変更を求めることができる。

2 前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額の変更について、元請負人と下請負人とが協議する。

(賃金または物価の変動等に基づく請負代金額の変更)

第32条 元請負人または下請負人は、法令の制定・改廃または物価・賃金等の著しい変動により、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、元請負人は下請負人と協議のうえ、請負代金額を変更する。

一、個別契約を結んだ時から1年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が、明らかに適当でないと認められるとき。

二、元請工事の請負代金額が変更されたとき。

(臨機の措置)

第33条 下請負人は、災害防止または本件工事の保全等のため必要があると認められるときは、元請負人と協力して臨機の措置をとる。

2 下請負人が前項の規定による臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における具体的な負担額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(一般的損害)

第34条 第37条の規定による完成検査の合格前に、本件工事の目的物または工事材料、元請負人からの貸与品もしくは工事仮設材について生じた損害その他施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く。)は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき事由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

(公害防止および第三者損害)

第35条 下請負人は、本件工事に伴う大気汚染、土壌汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下等の公害が起こらないよう、これらに関する法令および規制を遵守し、十分な注意をして施工することは勿論、工事中に第三者よりこれらの苦情を申込まれないよう、あらかじめ十分な対策を講ずるものとし、本件工事の施工に関し、第三者(発注者、注文者および関連工事の請負人等を含む。)に対し、日照、通風、電波等を阻害するおそれがある場合は、ただちに元請負人に通知し、その指示をうけるものとする。

2 下請負人が本件工事の施工に関して、第三者(発注者、注文者および関連工事の請負人等を含む。)に損害を与えたときは、その責任と負担は下請負人に帰属するものとする。ただし、その損害のうち元請負人の責めに帰すべき事由により生じたものおよび本件工事の施工に伴い通常避けることができない事由により生じたものについては、この限りではない。

3 前項の場合その他本件工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人および下請負人が協力してその処理解決に当たる。

(天災その他の不可抗力による損害)

第36条 天災その他自然的または人為的な事象であって、元請負人・下請負人いずれにもその責を帰することのできない事由(以下「不可抗力」という。)によって、本件工事の目的物、出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入された工事材料または機械器具(いずれも元請負人が確認したものに限る。)に損害が生じたとき、または損害が生ずるおそれのあるときは、下請負人は、すみやかに臨機の措置をとるとともに、その状況を元請負人に通知する。

- 2 前項の損害または損害防止に要した費用のうち、元請負人および下請負人が協議して、下請負人が善良な管理者としての注意を尽したにもかかわらず損害が発生し、かつ、その損害が重大なものと認められるものについては、元請負人が負担するものとし、その負担額については、元請負人と下請負人とが協議して定める。
- 3 保険その他損害・費用を填補するものがあるときは、それらの額を前項の損害または損害防止に要した費用の額から控除したものをもって負担額を定める。

(完成検査および引渡し)

第37条 下請負人は、本件工事を完成したときは、その旨を元請負人に通知し、元請負人は法令の定める期日以内に下請負人の立会のもとに完成確認の検査を行う。

- 2 前項の検査によって工事の完成が確認された場合、別段の定めがある場合を除き、元請負人および下請負人は、直ちに工事目的物の引渡し、受け取りを完了する。
- 3 本件工事が第1項の検査に合格しないときは、下請負人は、工期内または元請負人の指定する期間内にこれを改造、修補して元請負人の検査を受ける。
- 4 本件工事の出来形部分につき検査の必要がある場合は、本条の規定を準用する。
- 5 下請負人は、工期内または元請負人の指定する期間内に、元請負人の指示に従って仮設物の取払、後片付け等の処置を行う。
- 6 元請負人は、第3項および前項の下請負人の処置が遅れている場合で、元請負人が下請負人に対し催告をしても正当な理由がなく、なおこれが行われないときは、下請負人に代わってこれを行い、その費用を下請負人に請求することができる。

(完成前使用)

第38条 元請負人は、本件工事の完成前においても、個別契約および設計図書の定めがあればそれに従って、本件工事の目的物の全部または一部を使用することができる。個別契約および設計図書に別段の定めがない場合においても、下請負人の施工を妨げない限り、これを行うことができる。

- 2 前項の場合において、元請負人は善良な管理者の注意をもってこれを使用または管理する。

(請負代金の支払方法および時期)

第39条 請負代金の支払方法および支払時期は、個別契約に定めるところによる。

- 2 元請負人または下請負人は、やむを得ない場合には、個別契約の定めにかかわらず、相手方に請負代金の支払方法または支払時期の変更につき協議を求めることができる。
- 3 前項の場合において、元請負人と下請負人とは、相手方の被った損害の負担について協議する。

(前払金)

第40条 元請負人は、個別契約に定めがある場合、下請負人に対し、請負代金の前払金を支払う。

- 2 前項の場合、元請負人は、下請負人に対して、担保を提供することまたは保証人をたてることを求めることができる。
- 3 下請負人は、元請負人から受領した前払金を、本件工事の施工以外の目的に用いてはならない。

(部分払)

第41条 元請負人は、個別契約に定めがある場合、下請負人に対し、請負代金の部分払を行う。

- 2 前項の部分払による部分払額は、第37条第1項の検査に合格した出来形部分および工事現場に搬入され元請負人の検査に合格した工事材料に対する請負代金相当額（以下「出来高相当額」という。）の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、個別契約に定めがある場合はこの限りではない。
- 3 元請負人が前払金を支払っている場合における前項の部分払額は、次の式によって算出する。ただし、個別契約に定めがある場合はこの限りではない。

部分払額＝前項の出来高相当額×（（請負代金額－受領済前払金額）／請負代金額）×（9／10）

- 4 前2項の規定による部分払が行われた後、さらに部分払を行う場合においては、出来高相当額からすでに部分払の対象となった出来高相当額を控除して算出する。ただし、個別契約に定めがある場合はこの限りではない。

（完成時の支払）

第42条 下請負人は、工事が第37条第1項または第2項の検査に合格したときは、個別契約に定めるところにより請負残代金の支払を請求することができる。

（遅延利息）

第43条 元請負人の責に帰すべき事由により、前3条のいずれかの代金の支払が遅れた場合は、下請負人は支払遅延金額につき、遅延日数に応じ法令の定める割合で算出した遅延利息の支払を、元請負人に請求することができる。

（賃金などの立替払）

第44条 下請負人または下請負人の再下請負人（さらに数次の下請負がなされたときは数次の下請負人全てを含む。）が、賃金、工事材料の代金または請負代金等の支払を遅延し、元請負人が下請負人に対してその支払を催告してもなお支払わないとき、または第48条第1項第4号、第5号、第8号、第9号もしくは第11号のいずれかに該当する等下請負人の支払能力に支障が生じ、もしくはそのおそれが生じたと認められるときは、元請負人は、下請負人または下請負人の再下請負人の作業員、材料商などからの書面による申出等により、事前に下請負人から事情聴取したうえで、これを立替えて支払うことができる。この場合、元請負人の指定する日までに下請負人が事情聴取に応じないとき、またはそれが困難なときは、元請負人は事情聴取をすることなく立替え支払うことができる。

2 元請負人が、前項の規定によって立替え支払ったとき、または事情聴取において下請負人が元請負人に立替払を依頼したときは、下請負人は、ただちに立替金および立替払の日から支払完了まで法定利率による利息を、元請負人に支払わなければならない。

3 前項において、下請負人が元請負人に対して請負代金債権その他の債権を有しているときは、元請負人は、弁済期の如何にかかわらず、これらの債権と下請負人に対する立替金債権とを対当額で相殺することができる。

4 第1項において元請負人が立替払をした場合、元請負人が、権利を代位することにつき下請負人の承認を求めたときは、下請負人は、これに応じるものとする。

（部分払等の不履行に対する下請負人の工事中止等）

第45条 下請負人は、元請負人が個別契約により定められた前払金または部分払の支払を遅延し、相当の期間を定めた催告にもなお応じないときは、本件工事の全部または一部の施工を中止することができる。この場合、下請負人は、本件工事の続行に備えるため必要な措置をとるとともに、遅滞なくその理由を明示した書面により、その旨を元請負人に通知する。

2 元請負人は、前項の場合において、下請負人が本件工事の続行に備え工事現場を維持し、または作業員、機械器具等を保持するための費用を負担し、下請負人に生じた損害を賠償する。この場合における具体的な負担額および賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

（瑕疵担保）

第46条 本件工事の目的物に瑕疵があるときは、元請負人は、下請負人に対し、その瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、元請負人は、下請負人に対し、損害の賠償のみを請求し得るものとする。

- 2 前項の規定により瑕疵の修補または損害の賠償を請求することができる期間は、個別契約に別段の定めがある場合を除き、元請工事の元請負人と注文者との間の請負契約における瑕疵担保期間とする。ただし、その瑕疵が下請負人の故意または重大な過失により生じたため元請工事の元請負人と注文者との間の請負契約における瑕疵担保期間が延長された場合、瑕疵担保期間は元請工事の元請負人と注文者との間の請負契約の延長後の瑕疵担保期間と同一の期間に延長する。
- 3 下請負人は、元請工事または個別契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く。）について、元請負人が注文者に新築住宅を引き渡したときから10年間第1項の責任を負う。ただし、元請工事の元請負人と注文者との間の請負契約において10年を超える期間を定めた場合は、下請負人は、その期間第1項の責任を負う。
- 4 前2項の定めにかかわらず、個別契約にこれらと異なる瑕疵担保の期間を定めたときはこれによる。
- 5 本件工事の目的物が第1項または第3項の瑕疵により前3項に定める期間内に滅失したときは、元請負人は、その滅失を知った日から6ヵ月間に限り、第1項の請求を行うことができる。
- 6 元請負人が前5項の規定により、下請負人に対して瑕疵の修補を請求したにもかかわらず、下請負人がその修補を行わないときは、第27条第2項の規定を準用する。
- 7 前6項の規定は、本件工事の目的物の瑕疵が、元請負人が支給した材料または元請負人の指示が不適當であるなど元請負人の責に帰すべき事由により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、第27条第3項の規定はこの場合に準用する。

（下請負人の履行遅滞に対する違約金等）

第47条 下請負人の責に帰すべき事由により、下請負人が工期内に本件工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みがあるときは、元請負人は、下請負人から違約金を徴収して工期を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、延長日数1日につき、請負代金額から元請負人の検査に合格した出来形部分の代金相当額を控除した額の1,000分の1相当額とする。
- 3 第1項の場合において、元請負人が発注者、注文者または関連工事の請負人等に対し損害金等を支払ったときは、元請負人は下請負人に対して求償することができる。

（元請負人の解除権）

第48条 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、個別契約もしくはこの契約またはその双方を解除することができる。

- 一、下請負人が正当な事由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二、下請負人が自らの責に帰すべき事由により工期内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 三、下請負人の施工技術・労務管理または安全衛生管理等が拙劣または不良で、元請負人の勧告にもかかわらずこれらが改善されないとき。
- 四、下請負人が工事を放棄し、または正当な事由なく工事を中止したとき。
- 五、引き続き1週間以上にわたり、または工事期間中にしばしば、下請負人または下請負人の現場代理人等の所在が不明になるなど、必要な連絡をとることが困難になったとき。
- 六、下請負人が建設業法その他建設業に関する法令に違反する行為をしたとき。
- 七、下請負人が建設業の許可を取り消されたとき、またはその許可が効力を失ったとき。
- 八、下請負人が振出、引受等をした手形または小切手につき、不渡処分を受けるなど支払停止に至

ったとき、または下請負人について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特定調停などの法的整理手続の申立があったとき、下請負人が解散したとき、もしくは任意整理手続を開始したとき。

九、下請負人について保全処分、強制執行もしくは競売のいずれかの申立があったとき、または公租公課につき滞納処分を受けたとき。

十、第51条または第52条の規定によらないで個別契約の解除を申し出たとき。

十一、下請負人の被用者につき賃金の支払遅延もしくは不払が生じ、または再下請負人に対する工事代金の支払遅延もしくは不払が生じたとき。

十二、前11号に掲げる場合のほか、下請負人が個別契約またはこの契約に違反し、その違反により個別契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 元請負人は、下請負人が前項各号のいずれかに該当した場合は、下請負人に対し、損害の賠償を求めることができる。

(元請負人の都合による解除)

第49条 元請負人は、本件工事が完成しない間において必要があると認めたときは、個別契約を解除することができる。この場合、元請負人は、下請負人に対し、解除により生じた損害を賠償する。

(反社会的勢力排除条項)

第50条 下請負人は、下請負人または下請負人の再下請負人（下請負が数次にわたるときはその全ての再下請負人を含む。以下、本条において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 元請負人は、下請負人または下請負人の再下請負人が、前項の表明確約事項に違反したときは、下請負人に対して催告することなく契約を解除することができる。

3 元請負人は、下請負人または下請負人の再下請負人およびその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、下請負人に対して催告することなく個別契約およびこの契約の双方を解除することができる。この場合、元請負人は、下請負人に対し、生じた損害の賠償を求めることができる。

一、反社会的勢力に属すると認められる場合

二、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合

三、反社会的勢力を利用していると認められる場合

四、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合

五、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合

六、自らまたは第三者を利用して、元請負人または元請負人の関係者に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる等した場合、元請負人または元請負人の関係者の名誉や信用等を毀損した場合、あるいは、元請負人または元請負人の関係者の業務を妨害した場合

4 下請負人は、下請負人または下請負人の再下請負人が、反社会的勢力等による不当要求または業務妨害を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負人の再下請負人をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当要求または業務妨害があった時点で、速やかに元請負人にこれを報告し、元請負人による捜査機関への通報および発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

5 下請負人が正当な理由なく前項に違反した場合、元請負人は、下請負人に対して催告することなく個

別契約およびこの契約の双方を解除することができる。この場合、元請負人は、下請負人に対し、生じた損害の賠償を求めることができる。

- 6 下請負人は、第2項、第3項および第5項の規定により契約を解除された場合には、元請負人に対し、その解除により生じた損害の賠償を求めることはできない。

(下請負人の解除権—その1)

第51条 下請負人は、元請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、個別契約もしくはこの契約またはその双方を解除することができる。

- 一、元請負人が個別契約またはこの契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき。
- 二、元請負人が第48条第1項第8号または第9号に該当するなど、請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき。

(下請負人の解除権—その2)

第52条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、個別契約を解除することができる。

- 一、第29条の規定により本件工事の内容を変更したため、請負代金額が10分の6以上減少したとき、または工期が2倍以上もしくは2分の1以下になったとき。
- 二、第45条第1項の規定による本件工事の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6ヵ月を超えるときは6ヵ月）を、中止が本件工事の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の工事が完了した後工期の4分の1（工期の4分の1が3ヵ月を超えるときは3ヵ月）を経過してもなおその中止の原因が消滅しないとき。

(下請負人の損害賠償請求権)

第53条 下請負人は、元請負人が前2条各号のいずれかに該当した場合は、元請負人に対し、損害の賠償を求めることができる。

(解除時の措置)

第54条 個別契約が解除されたときは、下請負人は、元請負人の指示に従い、ただちに工事現場の取片付けを行い、第6条第4項の規定による管理を元請負人に引き継ぎ、元請負人の検査を受け工事現場より退去する。

- 2 工事の出来形部分および工事材料のうち、前項の元請負人の検査に合格しないものについては、元請負人の選択により、下請負人は自己の費用をもってただちにその部分を撤去するか、または検査に合格するよう改善改造もしくは交換しなければならない。この場合において、下請負人が元請負人の指示に従わない場合は、第27条第2項の規定を準用する。
- 3 元請負人は、第1項の管理を引き継いだときは、その引き継いだもののうち検査に合格した出来形部分および工事材料の代金相当額を下請負人に支払う。
- 4 前項の場合において、元請負人が下請負人に対し前払金または部分払の請負代金を支払っているときは、これらの合計額を第1項の検査に合格した出来形部分および工事材料の代金相当額から控除する。この場合において、前払金および部分払の請負代金の合計額が検査に合格した出来形部分および工事材料の代金相当額を超え過払が生じているときは、下請負人は、過払額を前払金および各部分払の請負代金の割合により按分し、按分後の各金額につきそれぞれに対応する前払金、各部分払の請負代金の支払の日から返還の日までの日数分の法定利率による利息をつけて元請負人に返還する。

(解除に伴う措置)

第55条 個別契約が解除された場合に、元請負人は、元請負人が施工上必要があると認めたときは、下請負人が所有する工事仮設材または機械器具等を使用することができる。この場合、使用の条件については元

請負人と下請負人とが協議して決定する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、下請負人は、元請負人に対し、第48条第2項および第50条第3項及び第5項に規定する損害賠償のほかに、請負代金額の100分の10に相当する金額を違約金として直ちに支払わなければならない。

一、第48条第1項の規定により個別契約が解除されたとき

二、第50条第2項、第3項および第5項の規定により個別契約が解除されたとき

三、下請負人がその債務の履行を拒否し、または下請負人の責めに帰すべき事由によって下請負人の債務について履行不能となったとき

(相 殺)

第56条 個別契約が解除された場合または相手方がこの契約で定める解除事由に該当した場合において、元請負人と下請負人が互いに同種の債務を負担するときは、元請負人または下請負人は、相手方に対し、その弁済期の如何を問わず、対当額において相殺することができる。

(紛争の解決)

第57条 この契約に関して元請負人と下請負人との間に紛争が生じたときは、当事者の双方の合意により選定した第三者または建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）の斡旋もしくは調停により、解決を図ることができる。

2 当事者の双方または一方が前項の規定により紛争を解決する見込がないと認めたとき、または審査会が斡旋または調停をしないものとしたとき、もしくは打ち切ったとき、当事者は、別途仲裁合意をした場合に限り、審査会の仲裁に付することができる。

(合意管轄)

第58条 元請負人および下請負人は、この契約または個別契約に関する訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所を専属の裁判管轄を有する第一審の裁判所とすることに合意する。

(適用範囲)

第59条 この契約の各条項は、元請負人と下請負人との間のすべての本支店・営業所等の諸取引に共通に適用されるものとする。

(協議事項)

第60条 この契約または個別契約の各条項についての疑義およびこの契約または個別契約に定めのない事項については、必要に応じ元請負人と下請負人とが協議して定める。

(契約の有効期間)

第61条 この契約の有効期間は、西暦 年 月 日から、西暦 年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに元請負人または下請負人から書面による別段の通知がないときは、この契約の有効期間は自動的にさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 この契約の有効期間が満了したときまたはこの契約が解除された場合において、いまだ履行が完了されていない個別契約が存するときは、この契約は当該個別契約の履行が完了するまで、なお効力を有するものとする。

3 下請負人は、この契約を締結したときおよび第1項ただし書によりこの契約の有効期間が延長されたときは、すみやかに、下請負人の建設業の許可証の写を元請負人に提出しなければならない。また下請負人の許可業種に変更を生じたときも同様とする。

付 則

(経過規定)

第1条 この契約が効力を発生する日以前に元請負人と下請負人との間で成立している請負契約に基づく工事については、この契約の定めにかかわらず、なお従前の例による。

この契約の成立を証するため、この契約書 通を作成し、元請負人、下請負人および下請負人の金銭保証人は記名押印のうえ、それぞれ一通を保有する。

西暦 年 月 日

(元請負人)

(下請負人)

(下請負人の金銭保証人)

特 約 条 項

1. 元請負人が下請負人に対して支払う請負代金の支払場所は、元請負人の本店とする。
2. 元請負人は、前号の規定にかかわらず、その選択に従い、請負代金の支払を下請負人への振込、電子記録債務または手形の郵送による方法で行うことができる。
なお、振込、電子記録債務または手形の郵送に要する費用は下請負人の負担とする。
3. 下請負人は前号による支払のうち、手形の郵送による支払を受けたときは、すみやかにその受領書を元請負人宛に書留郵便にて送付する。
4. 請負代金の支払を振込または手形の郵送の方法で行う場合において、元請負人がその振込または郵送の手続を完了したときに元請負人の履行としてなすべき行為は完了したものとし、その後紛失、延着等の事故によって生じた損害はすべて下請負人の負担とする。
なお、電子記録債務については、発生記録通知の発信が完了したときに元請負人の履行としてなすべき行為は完了したものとする。
5. 下請負人は、商号、住所、代表者、届出印等を変更したときは、すみやかにその旨を書面（変更を証する書面を含む。）をもって元請負人に届け出るものとする。この届出を怠ったことによって生じた損害はすべて下請負人の負担とする。